

# 見解書

— 東京都豊島地区清掃工場建設事業 —

平成 6 年 12 月

東京都

## 1 総 括

### 1.1 事業者の名称及び事務所所在地

名 称：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

事務所所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

### 1.2 対象事業の名称

東京都豊島地区清掃工場建設事業

(事業の種類：廃棄物処理施設の設置)

### 1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1.3-1のとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建設	所 在 地	東京都豊島区上池袋二丁目地内
	面 積	約 12,000 m <sup>2</sup>
	工事着工年度	平成7年度(予定)
	工場稼働年度	平成11年度(予定)
	処理能力	可燃ごみ 400トン/日 (焼却炉 200トン/日・炉×2炉)
	工 場 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約 42m
	管 理 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約 63m
	煙 突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ約 210m
	そ の 他	構内道路等
関連工事	池袋大橋アクセス工事(清掃車両搬出入路)	
	区道整備	

## 1.4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概略

評価書案に対して、都民の意見書が6件、関係区長として豊島区長、板橋区長、北区長、文京区長及び新宿区長から意見が出された。また、公聴会においては公述人5人から意見が述べられた。それらに対する事業者の見解の概略は、次に示すとおりである。

主な意見の要旨	事業者の見解
<p>大気汚染            (1)清掃車両排出ガス            [沿道での汚染]            ①豊島・板橋の住民は国の環境基準をオーバーした二酸化窒素の空気を吸わされています。この削減の努力もしないで、ごみトラックなど509台を毎日、川越街道と池袋大橋に集結させようとしています。            ②六ツ又ロータリー周辺等は普通の二酸化窒素の5倍の濃度となっています。</p>	<p>東京の大気汚染は、自動車や都市活動などが原因となって、ここ数年ほぼ横ばいの状態となっています。 東京都では、この大気汚染の現状を開示し環境基準を達成するため、自動車排出ガスの削減を始めとする各種対策を行っているところです。</p> <p>本事業での、清掃車両等による二酸化窒素及び一酸化炭素が将来予測濃度に占める割合は、0.13~1.60%以下となっています。</p> <p>本事業を進めるに当たっては、公害防止対策や燃焼管理の徹底化を図ると共に、低公害車の導入については、各メーカーの開発状況等も注視しつつ、関係機関と協議しながら対応を検討していきたいと考えています。</p>
<p>(2)清掃工場排出ガス            [ダイオキシン対策]            ①ダイオキシンは奇形児を誕生させる危険性があり、煙突から5キロ以内の住民は被害者になっています。            ②ダイオキシンが清掃工場の電気集塵機の中で副産物として生成されます。            副産物的に創り出されているダイオキシンの約60%が焼却式清掃工場から生産されている事実から、アメリカ・ヨーロッパでは稼働中の焼却工場を段階的に減らそうとしています。</p>	<p>ダイオキシンは、ごみ焼却処理の過程で未燃焼の有機物と塩素分が特定の条件で燃焼した場合に生成するとされています。本事業においては、「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成2年12月、厚生省、以下「ガイドライン」という)に基づき、以下に示すような対策を講じることによって、ダイオキシン類発生の防止・抑制を行うこととしています。</p> <p>(1)焼却設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①焼却温度は800°C以上とします。</li> <li>②上記温度でのガス滞留時間は2秒以上とします。</li> <li>③煙突出口での一酸化炭素濃度は50ppm以下とします。</li> <li>④炉出口での酸素濃度は6%以上とします。</li> <li>⑤温度計、一酸化炭素濃度連続分析計、酸素濃度連続分析計を設置することにより、上記条件での運転を確保します。</li> </ul>

主な意見の要旨	事業者の見解
③91年に千葉県の柏市でダイオキシンの測定を行った結果が、厚生省のガイドラインを220倍も超える値が出た、という報告がされております。	(2)集じん機 ①集じん機入口排ガス温度を200℃以下とします。 ②集じん機出口ばいじん量は0.02g/Nm <sup>3</sup> 以下とします。 以上の管理により、ガイドラインの期待値(0.5ng/Nm <sup>3</sup> :2,3,7,8-TCDD国際毒性等価換算濃度)が達成されるものと考えます。 また、集じん機入口については、排ガス温度を200℃以下とすることができます、ろ過式集じん設備(バグフィルター)を採用することとしています。
[ダイオキシンの人体影響] ①日本のダイオキシンの安全指針は、一日体重1kg当たり、0.1ng吸い込んでも問題がないと言っていますが、ドイツではその1/100、カナダでも1/10の値まで規制を強化しています。日本は先進国から見て非常に甘い規制です。 ②この工場が完成し、ダイオキシン等有害物質が、指針を遙かに上回る様な値が出た時、誰がその責任を取っていただけけるのでしょうか。	ガイドラインの期待値である0.5ng/Nm <sup>3</sup> が煙突から飛散して人体にどれだけ影響を及ぼすか試算すると、1日当たりの人体吸収量(人1日当たりの呼吸量15L、体重60kg、大気拡散倍率74万倍)は $1.69 \times 10^{-7}$ ng/kg/日となります。 この値は「廃棄物処理に係るダイオキシン問題を評価考察するための指針値」(昭和59年5月、厚生省、以下「暫定評価指針値」という)0.1ng/kg/日と比較して、約59万分の1と非常に小さい値となります。 なお、この暫定評価指針値は、「廃棄物処理に係るダイオキシン等専門家会議」(厚生省)において、アメリカ環境保護庁(EPA)が発癌性等の影響を認めないレベルが1ng/kg/日であるとしたのに基づき、その1/10である0.1ng/kg/日に設定したものです。
(2)清掃工場排出ガス [汚染物質及び総量] 煙突から出る排ガスの総量、有害物質の中身、天候、風向きによる影響度、運搬車440台の排気ガス総量について回答がありません。 ②現在でも一番悪い空気を	清掃工場の煙突からの排ガス中に含まれる主な汚染物質には、ばいじん、窒素酸化物、いおう酸化物、塩化水素、水銀等があります。本事業では、公害防止設備として、ろ過式集じん設備、洗煙設備、触媒脱硝設備を設け、その排出量について極力抑制を図ることとしています。そのような対応をした後の、煙突から排出される汚染物質の濃度及び排出量については、次表のように考えています。

主な意見の要旨	事業者の見解																		
吸わされているのに、プラスしてごみ焼き場のNO、NO <sub>2</sub> をまきちらかされ、200t×2本の煙突から出る公害絶対総量を絶対に私は許せません。	<p>表 清掃工場排出ガスの汚染物質濃度及び排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>排出濃度</th><th>排出量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いおう酸化物</td><td>20ppm</td><td>2.82Nm<sup>3</sup>/時</td></tr> <tr> <td>窒素酸化物</td><td>60ppm</td><td>6.125Nm<sup>3</sup>/時</td></tr> <tr> <td>ばいじん</td><td>0.02g/Nm<sup>3</sup></td><td>2.82kg/時</td></tr> <tr> <td>塩化水素</td><td>15ppm</td><td>2.12Nm<sup>3</sup>/時</td></tr> <tr> <td>水銀</td><td>0.05ng/Nm<sup>3</sup></td><td>7.05g/時</td></tr> </tbody> </table> <p>注) 排出濃度はO<sub>2</sub> 12%換算値である。</p> <p>煙突排出ガスの予測・評価は、大気安定度、風向、風速階級の各組合せごとに1時間値を求め、それぞれの組合せが出現する頻度で重み付けをして、年間の平均値を求める方法を用いています。したがって、この値は、年間の気象条件を基に、緩和としての環境影響を表したものと言うことができます。</p> <p>また、車両排ガス量については、車種、走行スピードにより異なり、また走行エリア全体に拡散されることになります。</p> <p>今回のごみ収集車両による排ガス濃度の予測については、「東京都環境影響評価技術指針」(東京都環境保全局:昭和63年3月)に従い、走行車両台数、走行車種、走行スピード、排出係数等を設定し、拡散モデルに従った計算を行い、予測地点の道路端より150mの領域で汚染物質がどのような値となるのかを予測・評価したものです。</p>	項目	排出濃度	排出量	いおう酸化物	20ppm	2.82Nm <sup>3</sup> /時	窒素酸化物	60ppm	6.125Nm <sup>3</sup> /時	ばいじん	0.02g/Nm <sup>3</sup>	2.82kg/時	塩化水素	15ppm	2.12Nm <sup>3</sup> /時	水銀	0.05ng/Nm <sup>3</sup>	7.05g/時
項目	排出濃度	排出量																	
いおう酸化物	20ppm	2.82Nm <sup>3</sup> /時																	
窒素酸化物	60ppm	6.125Nm <sup>3</sup> /時																	
ばいじん	0.02g/Nm <sup>3</sup>	2.82kg/時																	
塩化水素	15ppm	2.12Nm <sup>3</sup> /時																	
水銀	0.05ng/Nm <sup>3</sup>	7.05g/時																	

主な意見の要旨	事業者の見解
<p>悪臭</p> <p>①板橋工場、目黒工場、川口工場、その他二、三見てまいりました。板橋工場の場合なんか非常に悪臭が酷い。</p> <p>②臭いも趣向性を持ったもので、ある人には全く感じないかも知れませんが、ある人には絶対受け入れられない臭いも存在すると思います。</p> <p>③440台の清掃車が出入りするための待機時間等で、数珠つなぎの状態に成った場合、臭いは停滞し、拡散し、そして近隣の方々は臭われると思います。実際の想定しらる状況から、評価されておらず臭いを感じることはあります、となぜ言い切れるのでしょうか。</p>	<p>本事業においては、以下に示すとおりの悪臭対策を講じてまいります。</p> <p>(1)工場棟</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみバンカ内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにします。また、ごみバンカ内の空気をごみ燃焼用として強制的に焼却炉に吸引し、高温で熱分解し臭気を取り除きます。</li> <li>②プラットホームの出入口にはエアーカーテン及び自動扉を設けます。</li> <li>③ごみバンカには、バンカゲート（扉）を設け、ごみ投入時以外は閉じておきます。</li> <li>④定期点検整備等の焼却炉停止時には、ごみバンカ内の空気を脱臭装置に送って活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンカ内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにします。</li> </ul> <p>(2)清掃車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみ収集車両は、自動洗車装置により洗車し、清潔にします。</li> <li>②工場内及び工場周辺の清掃車両が通行する道路は適宜洗浄します。</li> </ul> <p>以上のような対策は、既設の清掃工場でも実施しており、十分な効果を挙げています。</p> <p>本事業においても、上記対策により、工場周辺で悪臭が問題となることはないものと考えています。</p> <p>また、既設清掃工場の敷地境界における悪臭測定結果（平成5年度）によれば、敷地境界において、臭気濃度はほとんど10未満になっており、悪臭物質濃度についても、定量下限値未満か、法規制値を大きく下回っています。</p> <p>なお、ごみ搬入に際しては、清掃車両が一般道路に滞留し悪臭を発生することのないよう、工場敷地内に100台程度の滞車スペースを確保する等の渋滞防止対策に努めてまいります。</p>
<p>騒音 〔環境基準〕</p> <p>東京都の環境保全局及び豊</p>	<p>道路交通に伴う騒音については、川越街道等の幹線道路によって、建設予定地周辺は既に環境基準を超える場所もあるのが現状です。しかし、本事業に伴う清</p>

主な意見の要旨	事業者の見解
<p>島区の資料によると、建設予定地周辺の騒音、大気汚染、はともに環境基準を上回っている。道路騒音については時間帯によって国の要請限度を越えている地点がかなりある、と報告されています。</p>	<p>掃車両等が加わることによる増加の程度は、0～1dB程度と予測されます。</p> <p>本事業では、ごみ搬入に際して、清掃車両が一般道路に滞留し騒音を発生させることのないよう、工場敷地内には、100台程度の滞車スペースを確保する等により、一層の騒音防止に努めてまいります。</p> <p>また現在、ごみ収集車両のタイヤについては、すべて騒音の少ないリブ型タイヤを採用しています。</p> <p>さらに、ごみ収集車両の積載率向上を図る等により、総稼動台数の低減にも努めてまいります。</p> <p>一方、工場からの騒音については、工場設備を屋内に設置することで、周辺への影響を出来るだけ小さくすることとし、敷地境界における基準を遵守いたします。</p>
<p>地盤沈下及び地形・地質 工事に当たっては、周辺井戸への影響並びに地盤の沈下、変形を引き起こすことのないよう、きめ細かな監視及び採用する工法に十分配慮されたい。</p>	<p>本事業においては、地下構造物の工事に際して、止水性の高い山留め壁を難透水性の東京層及び江戸川層まで根入れすることとしており、建設予定地周辺の地下水位に影響を与えることはなく、地盤沈下はないものと考えます。</p> <p>また山留め壁は、掘削深さが深くなるに従って土圧も大きくなり掘削側に変位しますが、この対策としては、剛性の高いソイルセメント壁を採用すると共に、山留め壁を支える支保工は逆打床く体により行い、さらにアースアンカー等も併設いたします。以上により、山留め壁の変位は軽微に留まるものと考えます。</p> <p>さらに、山留め壁の規模は比較的小さく局所的であるため、地下水位及び流向の変化は掘削地域のごく近傍に留まり、周辺井戸への影響はないと考えます。</p> <p>なお、工事中及び工場稼動後の工場周辺の地下水位並びに地盤変位について、きめ細かく監視していくこととしています。</p>

主な意見の要旨	事業者の見解
電波障害 この施設を原因とする電波障害については、十分な対策を講じられたい。	本事業により電波障害が予想される地域に対しては、障害が発生する前に共同受信施設等を設置し、電波障害改善対策を実施します。また、電波障害の発生予測地域以外に、本事業による障害が明らかになった場合、電波障害改善対策を実施します。
景観 〔煙突〕 煙突の高さ 210mの煙突が圧迫感もなく、恐怖感も無いはずは無いのです。大型地震が建設中にでも起きた場合を想像していただきたい。圧迫感や恐怖感以外のなにものでもないのです。 合成写真程度で一体圧迫感の有無をどう判断できるのでしょうか。	本環境影響評価書案においては、建設予定地を中心とした半径840m圏（近景域）及び半径 1.5km圏（中景域）の中に代表的な眺望地点を 6 地点選定し、清掃工場建設後の合成写真を作成し、景観の評価を行っています。 この結果、煙突の仰角は比較的大きいものの、煙突らしさのイメージを軽減する形状や色彩とすること、また高さの割に幅を小さくすることから、圧迫感は和らげができるものと考えています。 煙突の転倒への恐怖感についてですが、煙突を含む建築物等については、関東大震災（震度VI：烈震）のような大地震に対しても、安全なように設計します。 設計にあたっては、過去に生じた大きな地震波での動的な地震応答解析により、応力計算、断面算定等の構造設計を行っていきます。 また、御日本建築センターの構造評定を受けることとしています。
その他 清掃事業一般 〔焼却型工場建設の意義〕 ①税金を食べる怪獣といわれるごみ焼却場をつくることは、42種の公害を生産、まき散らすことでごみを 8 割減らした残灰と汚泥水を残すだけあります。 ②自区内処理（法制化されていない）等と言って善良な都民を欺き、今後も各区に煙	現在、可燃ごみについては、その全量焼却処理ができず、一部を埋立処分せざるを得ない状況にあります。しかし、ごみの最終処分場については、中央防波堤外側埋立処分場が平成 8 年中には満杯となる見込みであり、貴重な最終処分場の延命を図るために、あらゆる方策を取る必要があります。 東京都としては、ごみの発生抑制、資源化・減量化のための施策を積極的に推進していますが、それでもなお、排出されるごみについては、適正な中間処理により減量・減容を図る必要があると考えています。可燃ごみの中間処理方式としては、焼却、コンポスト化等がありますが、焼却処理は衛生的でかつ大幅な減量・減容が可能（減容比：約1/20）であり、最終処分場

主な意見の要旨	事業者の見解
<p>突のあるごみ焼却工場を建設するなど技術立国日本が世界に笑われます。</p> <p>③都内にごみ焼却化工場をどんどん建設するということはナンセンスであり、その焼却状況を欧米11ヶ国人達は狂気の沙汰正在言っているそうです。</p> <p>④ごみを燃やすごみ工場に対しては、絶対反対、白紙撤回をここに強く要求します。それは、白紙撤回を要求しなければ、煙突の公害、肺がん公害、ダイオキシンを含めまして、皆さんが否応なく、吸わされるからです。</p> <p>⑤現状に対して何の改善策もないまま、更にマンモスプール跡地の副都心池袋の街中に210mの煙突を有する日量400tのごみを365日、日夜休むこともなく燃やすごみ焼却場を建設するなど、常識を疑うものであります。</p>	<p>の延命化を図る上で、現状では最も優れたものと考えられます。</p> <p>今回の豊島地区清掃工場建設事業も、リサイクル後もなお排出される可燃ごみを対象に、焼却処理を行う計画としています。</p> <p>なお、清掃工場の建設に際しては、公害防止対策に最善を尽くし、またごみ焼却に伴って発生する熱エネルギーを近隣公共施設等への熱供給、発電に利用するなど、公害防止、省資源・省エネルギーにも配慮した計画としています。</p> <p>また、地域から出たごみは地域で処理するという自区内処理の原則は、各区間の負担の公平化・事業の円滑化につながるものと考えています。</p>

## 2 対象事業の目的及び内容

### 2.1 事業の目的

東京都は、平成4年11月に発表した「'93 東京都総合実施計画」において、平成7年度までに可燃ごみの全量焼却を達成し、さらにその能力を安定的に確保するため、清掃工場の建設・建替を進める計画である。清掃工場の建設にあたっては、地域から出たごみはその地域で処理するという「自区内処理の原則」を基本理念におき、負担の公平化と作業の効率化・円滑化に努めているところである。

本事業は、この施策の一環として、豊島地区に清掃工場の建設を行い、「'93 東京都総合実施計画」の達成を図ることを目的とする。

「'93 東京都総合実施計画」に基づく平成5年度から12年度までの計画は、表2.1-1に示すとおりである。

表2.1-1 「'93 東京都総合実施計画」に基づく事業計画

事業名	事業計画	平成4年度末現況	平成3~12年度計画
清掃工場の建設・建替	可燃ごみの全量焼却を達成し、その能力を安定的に確保するため、清掃工場の建設および建替えを進める。	13工場稼働中 11,080t/日	●焼却能力の増強 ・新設 3,380t/日(8工場) (7年度までに焼却能力 2,180t/日(5工場)増強) 臨海、破碎、墨田、世田谷、 台船式、港、豊島、渋谷 ●建替 ・完成 5工場 (千歳、江戸川、北、江東、 練馬) ・着手 3工場 (板橋、多摩川、大井)

### 2.2 事業の内容

#### 2.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図2.2-1に示すとおり、JR池袋駅の北約600mの地点で、JR埼京線、JR山手線及び川越街道で囲まれた場所に位置し、対象事業の区域は図2.2-2に示すとおりである。



凡　例

: 建設予定地

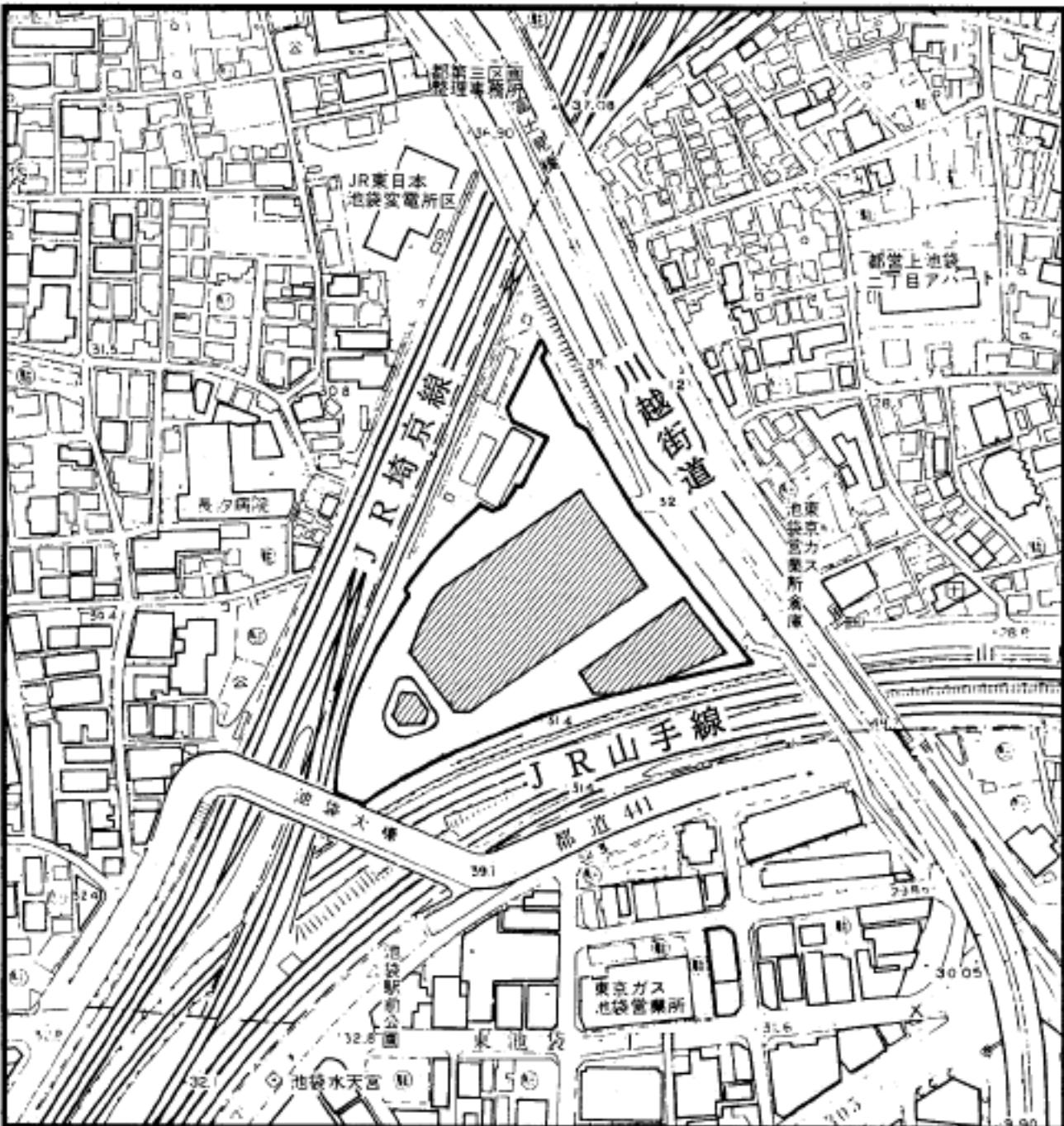
図2.2-1

対象事業の位置



1 : 10,000

0m 200 400



凡　例

□ : 建設予定地

▨ : 計画工場

図2.2-2

対象事業の区域



1 : 2,500

0m 50 100

## 2.2.2 計画の内容

### (1) 施設配置計画

施設計画の概要は表2.2-1に、施設の配置計画は図2.2-3に示すとおりである。

表2.2-1 施設計画の概要

施設	面積	計画の概要
建築物等	約 9,900m <sup>2</sup> (建築面積)	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約 42m
		鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約 63m
		人工地盤、計量棟、洗車場等
		外筒鉄筋コンクリート造、高さ約 210m
構内道路	約 600m <sup>2</sup>	
緑地等	約 1,500m <sup>2</sup>	
合計	約 12,000m <sup>2</sup>	

#### ア 建築物等

主な建築物として工場棟、管理棟（管理諸室及び余熱利用施設）、付属施設及び煙突があり、煙突の高さは約 210mである。

#### イ 構内道路

清掃車の搬入・搬出ルートは、池袋大橋及び川越街道からの複数搬入・搬出路とする。構内道路は、人工地盤を設け二層式とし、清掃車が周辺道路に滞留しないように配慮する。

#### ウ 緑地等

敷地外周部は可能なかぎり緑化する。

### (2) 関連工事計画

#### ア 池袋大橋アクセス工事

清掃車両の搬出入路を設置する。

#### イ 区道

計画区域外南側に区道を整備する。

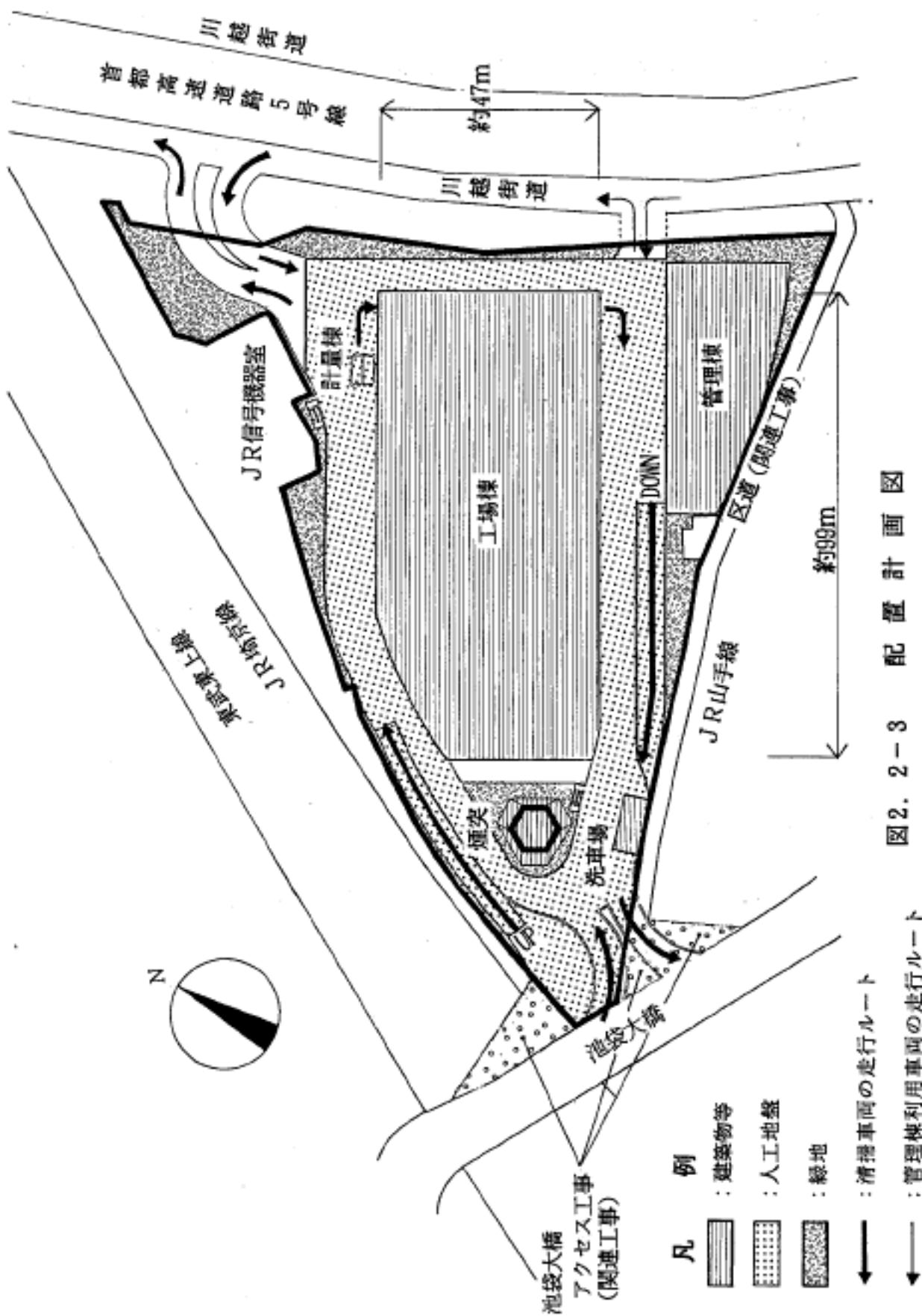


図2. 2-3 配置計画図

### (3) 焼却設備計画

焼却設備の主要項目は表2.2-2に示すとおり、1日400トンの可燃ごみを焼却する設備である。

表2.2-2 焼却設備の主要項目

項目	焼却設備(プラント)計画の内容
処理能力	400トン/日 (焼却炉200トン/日・炉×2炉)
処理方法	全連続燃焼式流動床焼却炉
処理対象ごみ	可燃ごみ
運転計画	・1日24時間の連続運転 ・400トン/日焼却
搬入ごみ量	470トン/日(週6日搬入)

### (4) 車両計画(ごみの搬入及び灰等の運搬計画)

#### ア ごみの収集区域

原則として豊島区内

#### イ ごみの搬入及び灰等の搬出日時

月曜日～土曜日の朝8時～夕方5時

#### ウ 車両台数

清掃車両等<sup>①</sup>の台数は表2.2-3に示すとおりである。

表2.2-3 清掃車両等<sup>\*)</sup>の台数  
(単位:台/日)

車両		車種	入車台数		合計台数
			川越街道	池袋大橋	
清掃車両	ごみ収集車両	小型	395台	45台	440台
	灰搬出車両	大型	17台	0台	17台
	管理棟利用車両	小型	52台	0台	52台

車両		車種	出車台数		合計台数
			川越街道	池袋大橋	
清掃車両	ごみ収集車両	小型	211台	229台	440台
	灰搬出車両	大型	17台	0台	17台
	管理棟利用車両	小型	52台	0台	52台

\*) 清掃車両等とは、ごみ収集車両、灰搬出車両及び管理棟利用車両をいう。  
ごみ収集車両は、新小型車(4m<sup>3</sup>車)換算台数である。  
灰搬出車両は、ダンプトラック(10m<sup>3</sup>車)とした。

### 2.2.3 工事計画

建設工事の期間は、平成7年度の着工後、約42か月を予定している。

建設工事の主な工種は、準備工事、地下障害物撤去工事、山留め及び杭工事、掘削工事、く体・仕上工事、プラント工事、外構工事及び池袋大橋アクセス工事に分けられる。

## 2.3 環境管理に関する計画等の配慮

東京都は21世紀に向けて快適な環境をつくりあげ、人間性にあふれた真に豊かな都市社会の実現と地域の特性や役割を生かす都市社会の形成を目指したマイタウン東京構想を実現していくために、昭和62年度に「東京都環境管理計画」を策定した。

また、平成4年5月には、これまでの施策のより一層の充実を図るとともに、資源やエネルギーの消費を極力抑制し、ごみや水、都市排熱等の有効利用等を促進することによって、快適な地域環境を創造し、それを通じて地球環境保全にも貢献することを目的として同計画を改定した。

豊島地区清掃工場の建設計画にあたっては、この「東京都環境管理計画」の基本方針を十分考慮し、環境保全上の見地から次のような事項に対して配慮した。

### (1) 大気汚染防止

大気汚染防止のため法規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守する。

### (2) 省資源、省エネルギー

ごみの焼却により発生する熱は廃熱ボイラにより回収する。回収した熱は、公共施設等への熱供給用エネルギーとして使用するほか、発電機により電気エネルギーに転換し、ごみエネルギーを有効に利用する。また、工場設備には省エネルギー型の機器を設置し、エネルギー消費の節減を図る。

### (3) 地域景観との調和

清掃工場の建築物等については、周辺の景観との調和に特に留意し、色彩については大地をイメージするアースカラーを基調とし、工場棟、管理棟及び煙突形状等のデザインを工夫して、地域景観との調和を図る。

### (4) 緑化

工場敷地の外周部等に樹木等を植栽し、緑化を図る。

## 2.4 環境保全のための措置

### (1) 建設工事中の配慮

#### ア 大気汚染

工事に際しては、必要に応じて散水するなど、粉じんの飛散防止に努める。

#### イ 騒音・振動

(7) 工事中は防音対策として、鋼板による仮囲いを工場敷地周辺に設置する。

(4) 可能な限り低騒音・低振動の建設機械及び工法を採用する。

#### ウ 水質汚濁

工事施行中の濁水は、下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。

また、洗車排水についても同様に処理する。

#### エ 土壌汚染

(7) 工事用車両による周辺道路の汚れを防止するため、タイヤ洗浄用の洗車場を設け、退出する工事用車両を適宜洗車する。

(4) 本事業により生じる残土については、「東京都建設残土再利用センター」等を活用して、極力埋戻し土等の再利用に努める。

なお、掘削土搬出時には、シート掛けを行い、土の飛散を防止する。

(4) 山留め壁工事、杭工事等に伴って発生する汚泥は、産業廃棄物処理基準等の法令に従い処分する。

#### オ 地盤沈下及び地形・地質

地下構造物の建設にあたっては、遮水性の高い山留め壁（ソイルセメント壁）を難透水層まで貫入させるなど適切な工法により施工する。

なお、地下水位の変化等の監視を行う。

## (2) 清掃工場計画上の配慮

環境保全のため、清掃工場の公害防止対策は表2.4-1に示すとおり、大気汚染防止については法規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守するため定期的に監視を行う。また、次のような措置を講ずる。

表2.4-1 清掃工場の公害防止対策

項目	根拠法	法規制値	自己規制値
大気汚染	ばいじん 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和57年総理府令第24号)	0.08Nm <sup>3</sup>	0.02Nm <sup>3</sup>
	塩化水素 大気汚染防止法	700mg/Nm <sup>3</sup> (430ppm)	15ppm
	いおう 酸化物 大気汚染防止法 (総量規制)	140Nm <sup>3</sup> /日 (約41ppm)	20ppm
	窒素 酸化物 大気汚染防止法 (総量規制)	8.75Nm <sup>3</sup> /時 (日平均1時間値) 60ppm	6.125Nm <sup>3</sup> /時 (日平均1時間値) 60ppm
	水銀	—	0.05mg/Nm <sup>3</sup>
水質汚濁	下水道法	下水排除基準	
騒音	東京都公害防止条例	商業地域の規制	
振動	東京都公害防止条例	商業地域の規制	
悪臭	東京都公害防止条例	商業地域の規制	

- 注) 1 自己規制値は、工場の公害防止対策上設定した値である。  
 2 ( ) 内は、自己規制値と比較するために換算した濃度である。  
 3 排出濃度は、O<sub>2</sub> 12%換算値である。

### ア 大気汚染

清掃工場排出ガス中の汚染物質については、ろ過式集じん設備、洗煙設備及び触媒脱硝設備により、排出量を極力おさえる。

### イ 悪臭

悪臭の発生を防止するため、以下の対策を行う。

(7) 工場棟

a ごみバンカ内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。

また、ごみバンカ内の空気をごみ燃焼用として強制的に焼却炉に吸引し、高温で熱分解し臭を取り除く。

b プラットホームの出入口にはエーカーテン及び自動扉を設ける。

c ごみバンカにはバンカゲート（扉）を設け、ごみ投入時以外は閉じておく。

d 定期点検整備等の焼却炉停止時には、ごみバンカ内の空気を脱臭装置に送って活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンカ内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。

(f) 清掃車両

a ごみ収集車両は自動洗車装置により洗車し、車両を清潔にする。

b 工場内及び工場周辺の清掃車両が通行する道路は適宜洗浄する。

ウ 騒音・振動

騒音・振動の発生を防止するため、以下の対策を行う。

(7) 工場設備は原則として屋内に設置するほか、屋外に設置する復水器用ファンは、周囲の壁に吸音材を取付け騒音を減少させる。

(f) 設備機器は堅固に取付け、騒音・振動の外部への伝達を遮断する。

(g) 必要な機器には消音器をつける。（例：ボイラ用安全弁等）

エ 水質汚濁

清掃工場稼働に伴う汚水は、汚水処理設備により下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。

オ 植栽

工場敷地内の周囲は可能な限り植栽を行う。

カ 景観

建築物や煙突による閉鎖感等の影響を緩和するため、デザインや色彩を軽快なものとする。

キ 史跡・文化財

既存文献調査の結果、建設予定地内には遺跡等はなく、支障はないものと考えられるが、万一工事中に発見した場合は、文化財保護法等に基づき関係機関と協議し、適切に処置する。